

ととする。

2. 前項の報酬は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、この場合において、甲又は乙は、相手方に対して損害賠償請求を行わないものとする。

#### 第6条（報酬の請求、支払いおよび報酬額）

乙が甲に紹介した採用決定者（求職者）の年収に対して、以下の割合を乗じた金額を乙の報酬（消費税別）とする。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。

- ① 施設毎に1人目の採用決定者については20%
- ② 施設毎に2人目以降の採用決定者については25%

2. 前項の年収は以下により算定される金額とする。

年収＝（月額固定給×12か月）＋賞与（前年度実績）

月額固定給＝基本給＋みなし残業手当＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋夜勤（宿直）手当＋その他毎月定額で支給される手当

3. 乙は、本件報酬の発生した日の属する月の末日付けで、甲に対し、報酬の支払を請求する。

4. 甲は、乙に対し、前項の請求を日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件報酬を支払うものとする。

5. 報酬等の詳細については、本書によるもののほか、必要に応じ別途覚書を取り交わすものとする。

#### 第7条（本件報酬の額の見直し）

採用決定者の入社後に、甲と採用決定者が採用決定時に締結した雇用に関する契約（以下「本件雇用契約」という）に含まれない業務が発生した場合、または、本件雇用契約に定めた時間を越えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲、乙および採用決定者は、協議の上、新たな賃金の額その他の労働条件を決定し、本件雇用契約を変更する。

2. 採用決定者の入社後6か月以内に前項の本件雇用契約の変更が行われた場合、甲は、採用決定者の賃金の額の変更に応じ、本件報酬の額を再算定し、その結果、再算定後の本件報酬の額が従前の額を上回る場合、甲は、乙に対し、その差額（以下「追加報酬」という）を支払うものとする。

3. 前項の場合、乙は、本件報酬の額の再算定後速やかに、甲に対し、追加報酬の請求を行う。追加報酬の支払いは、前条規定を準用する。